

これからの生衛業のために

生衛指導センターでは、
相談室のほか生衛業の
振興のために、さまざまな
事業を実施しています。

営業約款 (Sマーク)

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店、一般飲食店の5業種で実施しているSafety(安全であること)、Sanitation(清潔であること)、Standard(安心であること)を表わすSマーク店(生衛法に基づく「標準営業約款登録店」)の登録業務を行っています。
Sマーク制度の登録店になり、消費者が安心して利用できることをアピールしましょう。

研修・講習会 の開催

営業者、組合役員、経営特別相談員等への研修・講習会を開催しています。

情報提供

「とやま生衛だより」の発行及びホームページによる各種の情報提供を行っています。
(ホームページ<http://www.seiei.or.jp/toyama/>)

分野調整事業

大企業の進出等により、地域の生衛業者との間に紛争が生じた場合の調査、相談指導、調整などを行います。

各種振興事業

国、富山県から補助を受けて生衛業振興のための各種事業を行っています。
(例：情報化を推進する事業、福祉との連携を図る事業、経営基盤を強化する事業など)

特相員活動の 支援

知事が委嘱している経営特別相談員の活動に関する支援を行っています。

組合事業活動の 支援

生活衛生同業組合の事業活動に対する助言、支援をしています。

受託事業

- クリーニング師及び従事者への研修会、講習会を開催しています。
- 生活衛生関係営業の景気動向等調査を行っています。
- (株)日本政策金融公庫の生活衛生融資の知事推薦書の発行を行っています。

後継者育成の 支援

インターンシップ制度を導入し、若年者の就労能力の修得、勤労観・職業観の育成を行っています。